

和田実と「幼児の教育」

辛椿仙

前号では和田実の生涯と幼児教育論の全像、その歴史的意義について紹介した。今回は、和田が『幼児の教育』に投稿した雑誌論文を中心に彼が当時の幼児教育界にどのような発言をし、影響を与えていたのかを探り、和田を日本の幼児教育の発展に寄与した先駆者として位置づけたいと思う。

と子ども』（後に『幼稚教育』、『児童の教育』と改題）の編集者として活躍した。一九〇八年、第八卷第十号より和田が編集者となる。和田は長年にわたり、幾多の自由保育論を『婦人と子ども』に発表し、新教育の先駆者の役割を果たした。東京女子高等師範学校を退職後、野に下つてからも、自論を実践するとともに実践するに基づいた自論を発表し続けた。和田がこの雑誌で論

述した領域は、保育の原理、保育内容論、保育方法論、幼稚園制度論、保母養成論、遊戯論、玩具論、回想記など、幼稚園教育に関するあらゆる方面にわたっている。和田は多数の幼児教育論をこの雑誌に掲載し、実践の場に身を置いていながら、啓蒙的文筆活動を活発に行つた。彼は幼児教育理論と実際のどちらに偏ることなく、両方にバランスのとれた鋭い発言をして幼児教育界の発展に寄与したのである。

彼の『幼児の教育』に載せた論文の数は、倉橋惣三に次いで多い。この点からも彼がどれほど情熱的に文筆活動を行つたかが分かる。しかし、量的な側面だけでなくその内容においても貴重な発言が多く充実したものである。日本幼児教育界のリーダーとして多大な影響を及ぼした「フレーベル会」の機関誌に和田の論文が数多く掲載されていることから、彼を当時の幼児教育界における啓蒙的先駆者と位置づけることができる。

紙面の限りもあり、以下では、『幼児の教育』に載せた数多い和田の論文のなかから、幼児教育関係法である「幼稚園令」と「学校教育法」とに関連して発表した論文に限つて考察することにしよう。

「幼稚園令」

一九二六年四月二十一日、幼稚園令が制定された。

これは日本における幼稚園に関する最初の単独の勅令であり、まさに画期的なことであった。和田が幼稚園令が発布されるまでどのような改革を提案していたのかという彼の貢献に焦点を当てて探つてみる。



まず第一に、和田は、常に幼稚園の教育がすべての教育の萌芽であり、一般教育系統の基礎であると主張し続けた。したがって、法令上にも幼稚園教育が一般教育法の中での独自の位置をもつて示されるべきことを望んでいた。大正期『幼児教育』の誌上で和田は、「学制改革の上よりみたる幼稚園」（第二十卷第一号、一九二〇）という題で、教育制度の中で幼稚園教育の位置づけを試みた。彼は当時の学制が多く問題を孕んでいると見なし、「今日我国の学制を改革すると言ふことは、誰にも異存のないことである」と述べ、その改革は如何に施されるべきかについて論究している。彼のこのような提言は、当時出始めた幼稚園に関する法令が小学校令に寄生してはならないという見解と通じるもので、幼稚園令の制定を促す原動力となつた。ここに、幼稚園令が発布されるまでの基礎づくりに貢献した和田の努力を確認することができる。

第二に、和田は、よい幼児教育を行うためには、保

母の質が問題であるという持論をもつていた。彼は、『婦人と子ども』誌上の「現代保育の一欠陥」（第十八卷第六号、一九一八）という題の論文で「保母自身の資格を高めなければ保育は発達しません」と断言している。和田は、幼稚園教育と小学校教育が緊密な連絡を取るために、小学校教育も含めた教育全体の案を見渡せるような質の高い保母が必要であると考えた。保母が教育全体の中で幼稚園教育を把握できるようなら、幼稚園教育が今より、ズット効果の多いものとなるであります」と保母の質により、幼稚園教育が変わるものであるとその重要性を強調した。和田の指摘通り、当時の保母の資格では、幼稚園教育の発展を期待するには難しい状態であった。このような状況を察していた和田は、保母の資格の問題を取り上げ、その改善を求める内容を雑誌論文に投稿し続けた。こうした和田による改善の努力は、幼稚園令でも反映され、保母の資格を定め、その免許について

も必要な事項が規定されるなど、幼稚園教育における保母の質の問題に目を向けさせることになった。

「学校教育法」

一九四七年、新たに制定された学校教育法の中で、幼稚園は、小学校、中学校、高等学校、大学、盲学校、養護学校と並んで学校としての位置づけを確立した。一九五一年、和田の日白幼稚園の法人化が認可となり、和田は理事長に就任する。日白幼稚園は「学校法人日白保育学園」によつて経営されることになった。これは学校教育法により私立学校は幼稚園を含めて、すべて学校法人でなければならないとされたことによるもので、和田は率先してこれに応じたのである。

和田が疑問を感じたところは、法令の第七章第七十一条に掲げられた項目である。
まず第一に、「健康、安全で幸福な生活のために必要な日常の習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること」と記されている第一項についてである。

和田は、この第一項では、精神的諸機能の発達に全然触れていないと指摘する。なぜ、身体的諸機能のみ重視して精神的諸機能を度外視したのか不思議でなら

み込み、補うべきところを指摘しその改正を促している。学校教育法が制定されてから、『幼児の教育』誌上の「幼稚園に関する新法令に疑義あり」（第四十七卷第三号、一九四八）という論文で、法令に対して厳しい批判を行つた。和田は、新法令に対し遠慮なく疑義や質問を発表して輿論を喚起したいと述べた後、彼が疑問に思う項目を取り上げて論述している。彼が疑義ありと指摘した項目とそれに対する提案を探つてみよう。

和田が疑問を感じたところは、法令の第七章第七十一条に掲げられた項目である。

まず第一に、「健康、安全で幸福な生活のために必要な日常の習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること」と記されている第一項についてである。

和田は、この第一項では、精神的諸機能の発達に全然触れていないと指摘する。なぜ、身体的諸機能のみ重視して精神的諸機能を度外視したのか不思議でなら

ない。和田の信ずるところでは、身体的諸機能と精神的諸機能とは関連性が非常に密接で、身心一如である。この信念からすれば、「此第一項は『身心諸機能』とす可きではなかろうか」と提議している。

第二に、「社会生活及び事象に対する正しい理解と態度云々」と記されている第三項についてである。

ここでは、自然界の事象には何ら触れていないことを指摘する。格物致知の必要は単に、社会的事物現象のみでないはずである。和田は、幼児にとっては社会的事象よりは自然界の事象の方がより手近で、分かり易いはずなので、「先ず、自然的事象より始めて其注意を喚起して行くのが入り易く、誘導し易いのではなかろうか」という意見を示した。

第三に、「音楽、遊戯、絵画、其他の方法云々」という第五項目についてである。

和田は、この項目で、工作を省いていることを指摘する。幼稚園の工作は、フレーベルが最も精神を打ち

込んだもので幼児教育上に重要な課目である。和田は、日本の幼稚園では工作を重視してき、音楽、遊戯、絵画と当然肩を並べるべきはずなのに、なぜ、これを軽視し、単に、「其他の方法と云う」なかに含めてしまつたのか不思議であると慨嘆する。和田は、その上に、「音楽、遊戯、絵画其他の方法により創作的表现に対する興味を養うこと」であるが、これは明らかに日本式教育の従来のしきたり、そのままのあり方で相変わらず文部省はこれらの課目的過程を課すことが創作的発達を期する道だと考えているらしいと、文部省を痛烈に批判する。これらの課目によつて創作



的意欲をそそり、その発展が期待し得られるものならば、従来の教育でも、充分にその目的を達することが出来たはずである。しかし、実績は上がらなかつた。和田は、こうした創造的発達を養う教育の低調さには、さらに一段と他の工夫が必要であると文部省に警鐘を鳴らした。

最後に、七十八条の全体を見直して著しく目につく欠点として、全体に、「個性の社会化」に重きがおかれていることを指摘する。

和田は、これは、アメリカの教育を模倣する以上当然のことではあるが、あまりに盲目すぎるという。彼は、「個性の社会化をはかる前に、先ず、個性其もの、個性夫自身の發展が大事ではないか」と考へる。まず、個性そのものの發展を期することなく、社会化のみを考えることは、個性の自由なる發展を図ることなしに、個性を直ちにも「天皇制化」し、「超國家主義化」したる従来の「抑圧教育」と何ら変わること

とがないと説いた。これが果たして「新教育の方途でありますか」と疑わざるを得ないと批判の目を向けた。

和田は以上述べたように、『幼児の教育』を通して常に当時の法令や保育内容や方法に関心を持つて批判的に見つめ、改善すべきものには積極的に改善策を提示し、その発展を支えてきた。

前号でも述べたように和田は、当時の幼児教育界における問題状況を鋭く察知し、その解決に向けてさまざまの工夫を惜しまなかつた。彼は幼児教育理論研究と実践に基づいて、外来思想の影響を受けつつ、日本に合う幼児教育論のあり方を追究し続けた。ここから、和田が日本の幼児教育界において先駆的な役割を果たし、日本の幼児教育の發展に寄与した人物であつたことを窺い知ることができると思う。

(梨花女子大学校)